

# 避難確保計画の作成について

愛媛県 土木部河川港湾局  
河川課・砂防課

# 避難確保計画とは

「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。

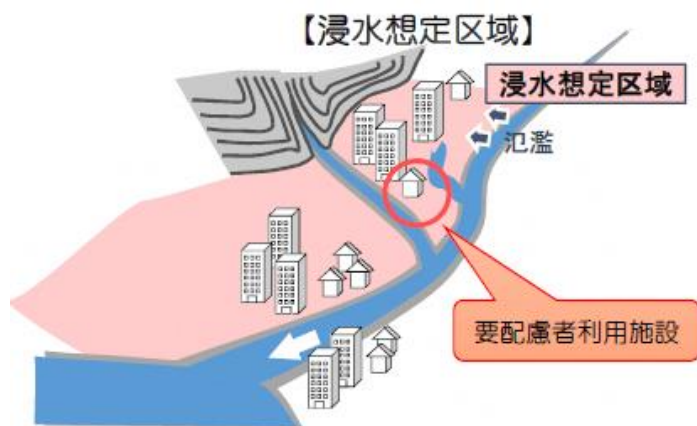
- ①防災体制
- ②避難誘導
- ③施設の整備
- ④防災教育及び訓練の実施
- ⑤自営水防組織の業務（水防法に基づき自営水防組織を置く場合）
- ⑥そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

**浸水想定区域**や**土砂災害警戒区域内**の要配慮者利用施設※の管理者は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**づけられています。

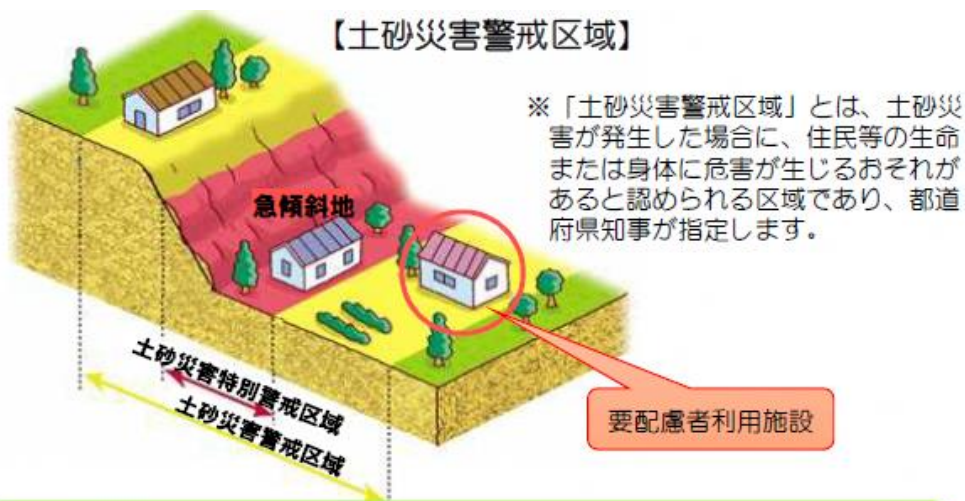
※市町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象ですが、地域防災計画に今後定められる可能性がありますので、市町に対象となるか確認して下さい。

# 要配慮者利用施設とは

水防法・土砂災害防止法における要配慮者利用施設  
⇒社会福祉施設、学校、医療施設そのた主として  
防災上の配慮を要するものが利用する施設



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

## 要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設  
その他の主として防災上の配慮  
を要する方々が利用する施設です。

例えば

### (社会福祉施設)

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

### (学校)

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校(高等課程を置くもの) 等

### (医療施設)

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

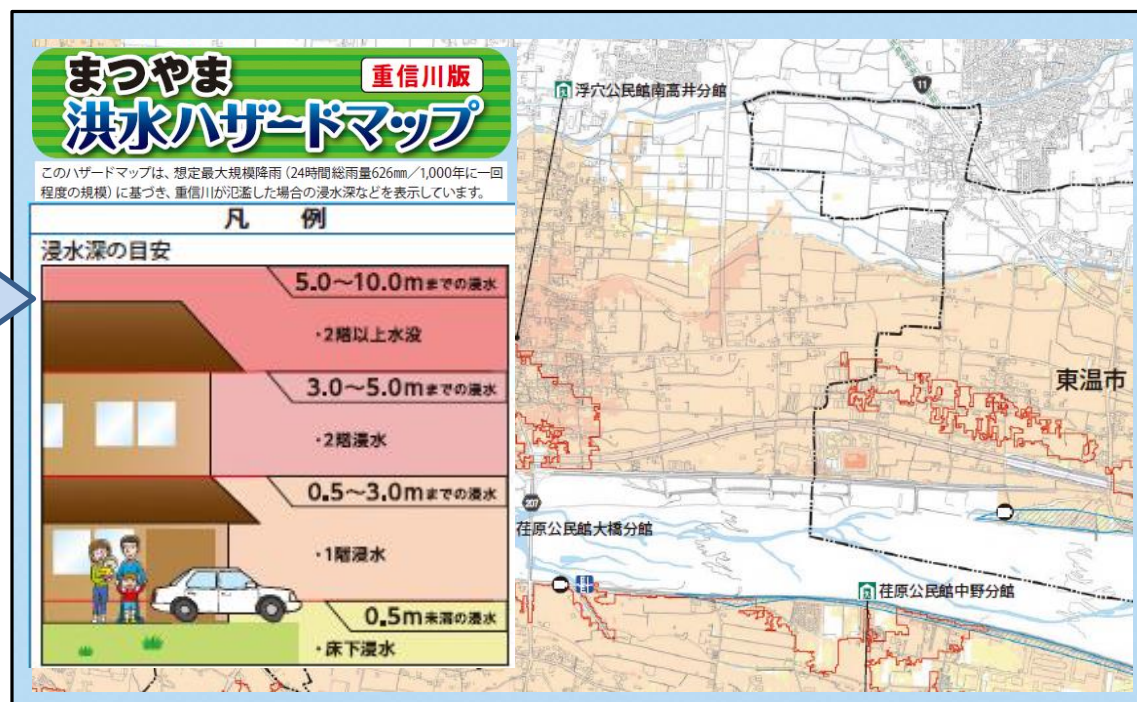
※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

# 浸水想定区域とは

## 【洪水浸水想定区域図】

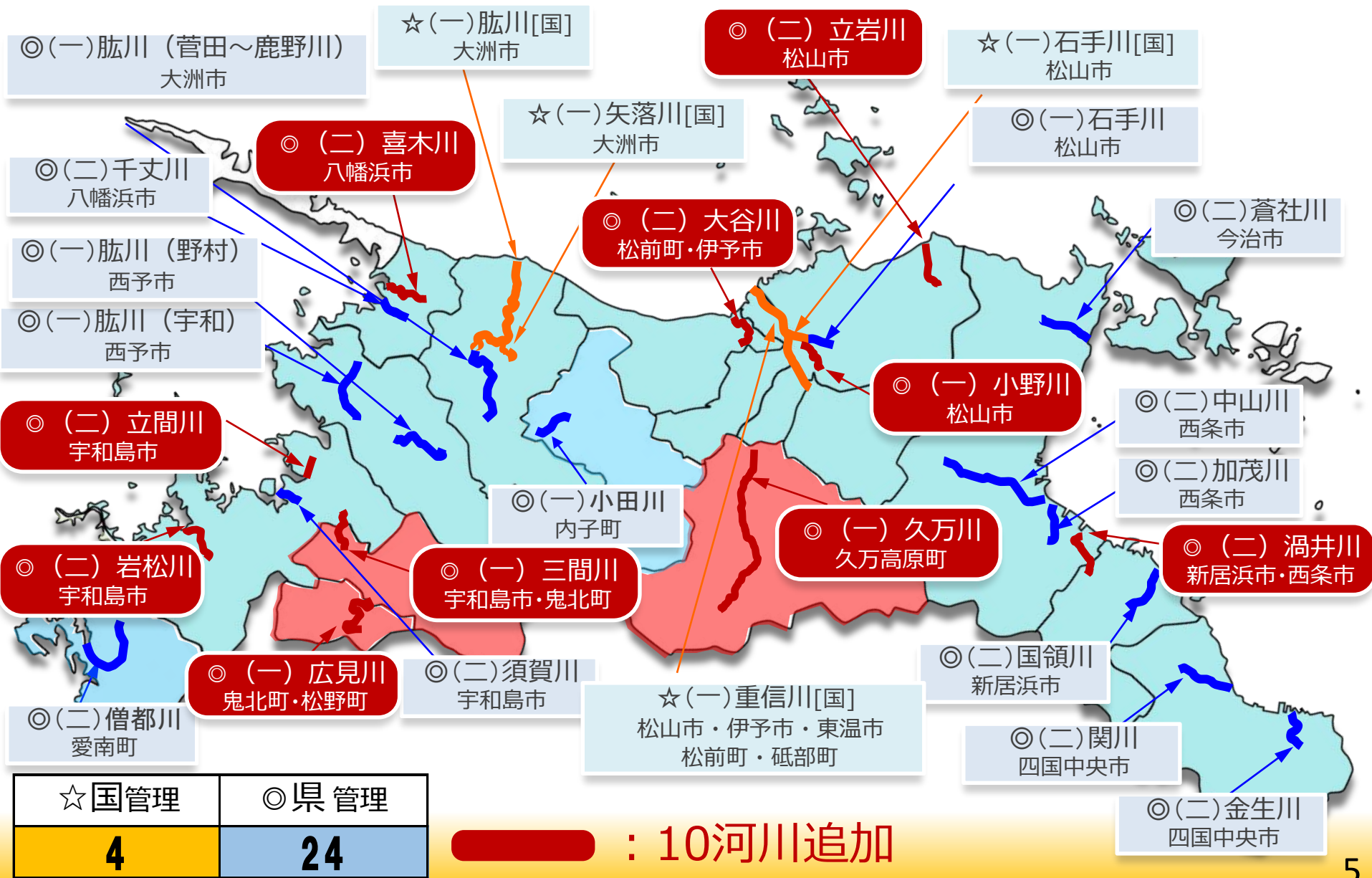
- 洪水が発生し、その洪水により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域が万が一氾濫した場合の浸水が想定される区域
- 国または県が作成

浸水深や家屋が流出・倒壊するおそれがある範囲などを記載



※浸水想定区域の種類は洪水・内水・高潮

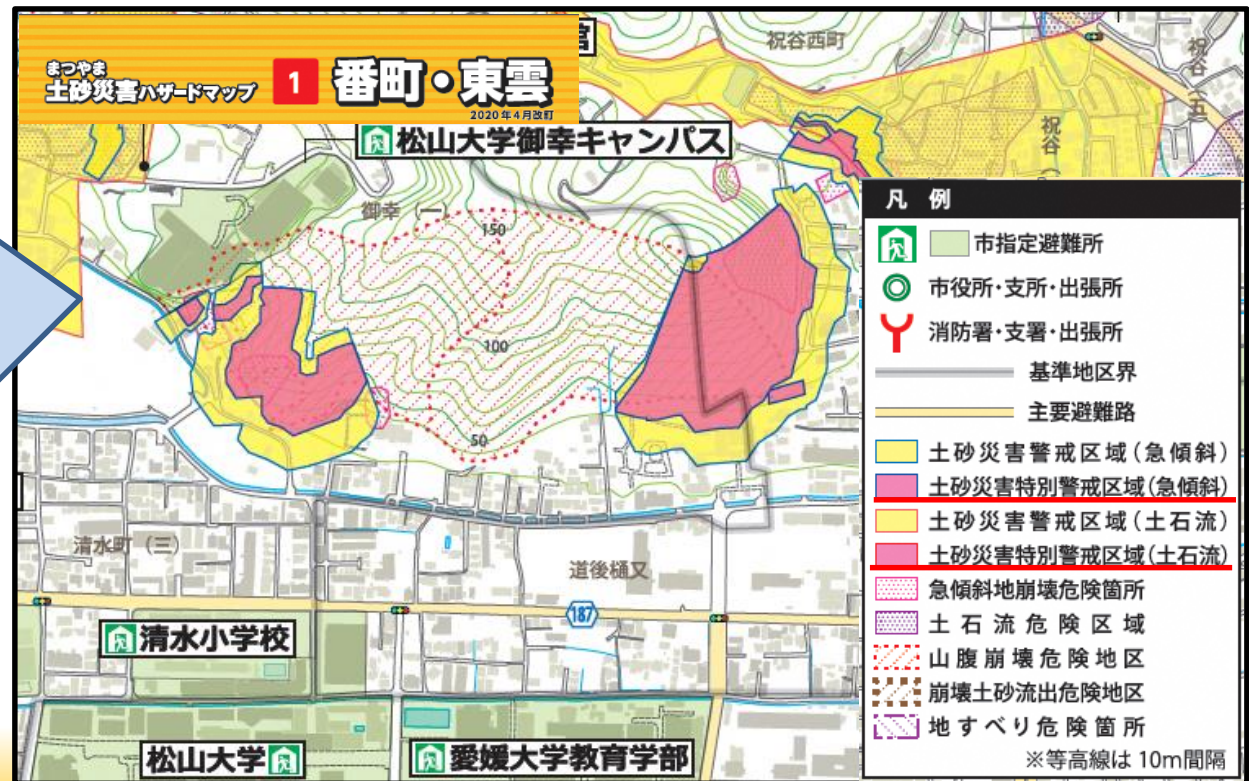
# 洪水浸水想定区域図作成箇所



# 土砂災害警戒区域とは

- 「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合に、住民等に生命または身体に危害を生ずるおそれがあると認められる区域
- 県が作成

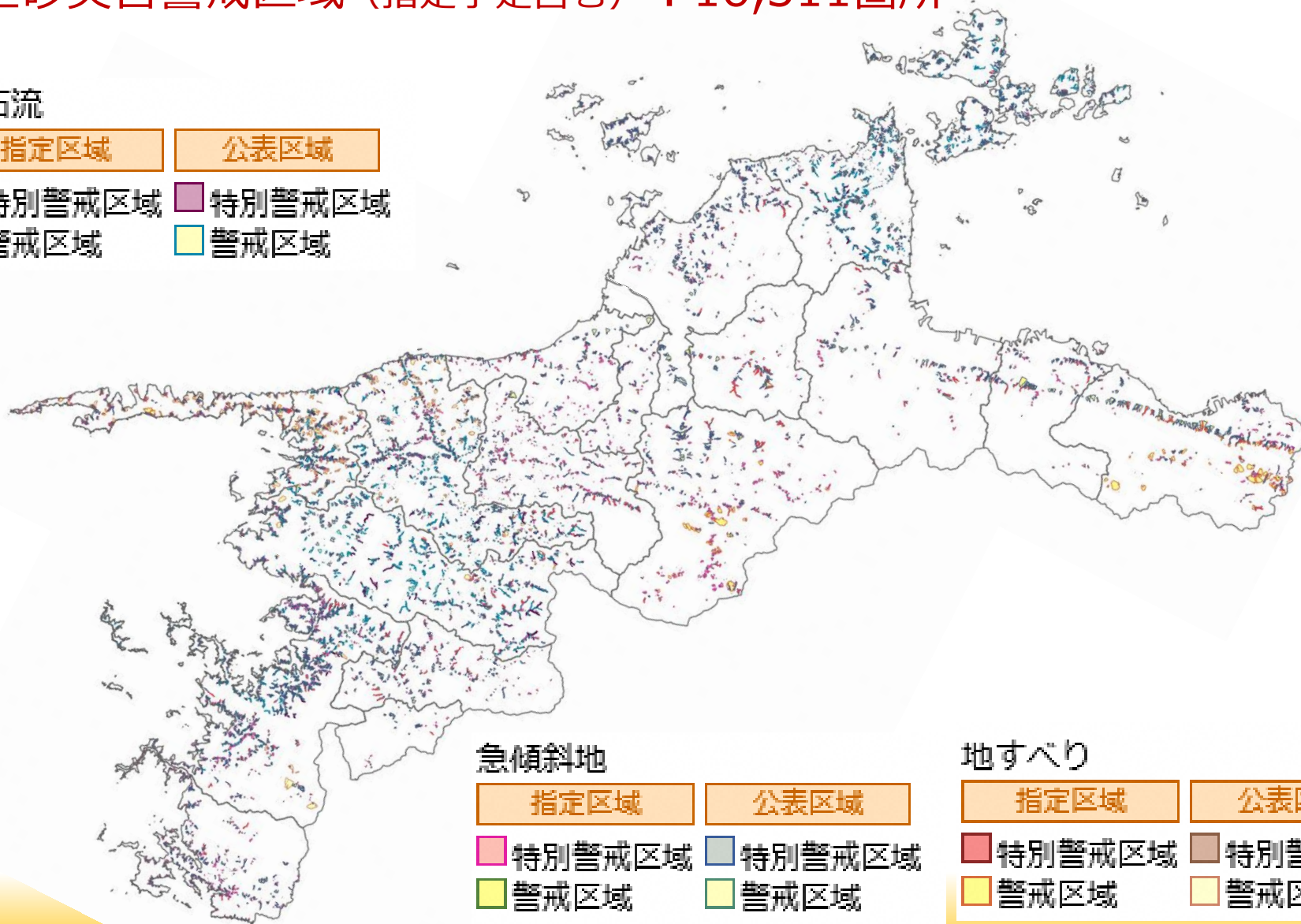
土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じるおそれがある範囲を土砂災害特別警戒区域として指定



# 土砂災害警戒区域箇所

土砂災害警戒区域（指定予定含む）：16,311箇所

土石流



急傾斜地



地すべり



# 避難確保計画の作成

## STEP 1

- ・ 浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に施設があるかどうか確認

### ■ 洪水浸水想定区域図一覧

「<https://www.pref.ehime.jp/h40600/suibou/kouzi-sinsuisouteikuikizu-itiran.html>」と入力もしくは「愛媛県洪水浸水想定区域図」で検索

| 水系  | 河川名 | 関係市町  | 指定年月日      | 区域図                             |
|-----|-----|-------|------------|---------------------------------|
| 金生川 | 金生川 | 四国中央市 | 平成28年5月13日 | 想定最大規模:1日雨量727.9mm(PDF:9.049KB) |
|     |     |       |            | 計画規模:1日雨量238mm(PDF:8.727KB)     |
|     |     |       |            | 浸水継続時間(PDF:8.494KB)             |
| 関川  | 関川  | 四国中央市 | 平成28年5月13日 | 想定最大規模:1日雨量724.4mm(PDF:9.787KB) |
|     |     |       |            | 計画規模:1日雨量331mm(PDF:9.488KB)     |
|     |     |       |            | 浸水継続時間(PDF:9.404KB)             |
|     |     |       |            | 想定最大規模:1日雨量755mm(PDF:15.803KB)  |

※市町のハザードマップが最新の情報でない場合があるので、県ホームページでの確認をお願いします。

### ■ 土砂災害警戒区域図

「<http://www.sabomap.pref.ehime.jp/>」と入力もしくは「えひめ土砂災害情報マップ」で検索

えひめ土砂災害情報マップ

警戒区域図 危険箇所図 河川・砂防情報システム

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域  
土砂災害危険箇所

地図からさがす 土砂災害警戒区域 特別警戒区域 一覧表からさがす

住所からさがす 土砂災害危険箇所 一覧表からさがす

- ▶ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域とは
- ▶ 土砂災害危険箇所とは
- ▶ 利用上の注意事項
- ▶ 愛媛県の公表・指定状況
- ▶ GISデータダウンロード

愛媛県イメージアップキャラクター みきやん

市町を指定して地図で見る

上島町 今治市 新居浜市 四国中央市 松山市 西条市 東温市 松前町 伊予市 砥谷町 久万高原町 八幡浜市 大洲市 内子町 伊方町 西予市 鬼北町 宇和島市 松野町 愛南町



# 避難確保計画の作成

## STEP 2

- 消防計画や地震、水害等の災害に対処するための具体的な計画を定めた既存の計画があるかどうか確認。

(具体的な計画例)

消防計画

非常災害対策計画

学校の危機管理マニュアル

災害対策マニュアル など

# 避難確保計画の作成

## STEP 3

### ・避難確保計画に記載が必要な事項

#### ① 計画の目的

#### ② 計画の適用範囲

#### ③ 防災体制

洪水時又は土砂災害時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員

#### ④ 情報収集及び伝達

収集する主な情報と収集方法、伝達方法及び伝達内容

#### ⑤ 避難の誘導

避難場所、避難経路、避難誘導方法

#### ⑥ 施設の整備

洪水時又は土砂災害時等に係る情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資器材等の状況

#### ⑦ 防災教育及び訓練

従業員を対象とした防災教育及び訓練の実施時期、内容

#### ⑧ 自衛水防組織の業務（地下街にある施設や任意で自衛水防組織を設置した場合のみ記載）

自衛水防組織の業務内容、構成員に対する教育・訓練の実施時期、内容

# 避難確保計画の作成

## STEP 4-1

- 既存の計画に追記する場合
  - ① 計画の目的、洪水時又は土砂災害時の避難の確保の記述を追記  
(記載例P3参照)
    - 既存計画の目的に、「また、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保」、又は「また、土砂災害防止法第8条の2に基づく土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保」を追記
  - ② 計画の適用範囲の確認  
(記載例P3参照)
    - 既存計画の適用範囲が洪水時又は土砂災害時と同一の場合、追記等の作業は必要なし

# 避難確保計画の作成

## STEP 4-2

- 既存の計画に追記する場合

- ③洪水時又は土砂災害時の防災体制の項目を追加

(記載例P4, P9, P18参照)

- 洪水時又は土砂災害時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員の記載等
- 避難確保計画作成の手引き (別途配付資料) に基づき作成し、既存計画に項目を追加

- ④洪水時又は土砂災害時の情報収集及び伝達の項目を追加

(記載例P10参照)

- 洪水予報又は土砂災害警戒情報等の気象情報の収集方法や施設内の情報伝達先や市町等の連絡先の記載等
- 避難確保計画作成の手引き (別途配付資料) に基づき作成し、既存計画に項目を追加

# 避難確保計画の作成

## STEP 4-3

### ・既存の計画に追記する場合

#### ➤⑤洪水時又は土砂災害時の避難の誘導の項目を追加

(記載例P11, P17, P21参照)

- ・洪水時又は土砂災害時の避難場所、避難経路、避難誘導方法の記載等
- ・避難確保計画作成の手引き (別途配付資料) に基づき作成し、既存計画に項目を追加
- ・ただし、既存計画の避難場所、避難経路が洪水時又は土砂災害時と同一の場合、追記等の作業無

#### ➤⑥洪水時又は土砂災害時の避難の確保を図るための施設を追加

(記載例P12参照)

- ・洪水又は土砂災害等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資器材の記載等
- ・避難確保計画作成の手引き (別途配付資料) に基づき作成し、既存計画に項目を追加
- ・ただし、既存計画に資器材の記述がある場合、その他不足する資器材を追記

# 避難確保計画の作成

## STEP 4-4

- 既存の計画に追記する場合
- ⑦洪水時又は土砂災害時を想定した防災教育及び訓練に関する項目を追加 (記載例P12, P14参照)
  - 施設職員に対して洪水又は土砂災害の危険性などについての研修や全職員を対象とした避難確保計画の内容を把握するための避難訓練の実施の記載等
  - 実情に応じ、各施設の判断で既存計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。
- ⑧洪水時の自衛水防組織の項目を追加 (記載例P13, P19, P20参照)
  - (地下街にある施設や任意で自衛水防組織を設置した場合のみ記載)
  - ※自衛水防組織活動要領を定めている施設のみ項目を追加
    - 洪水予報等の情報収集・洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のための必要な業務の任務を記載等
    - 避難確保計画作成の手引き (別途配付資料) に基づき作成し、既存計画に項目を追加

# 避難確保計画の作成

## STEP 5-1

